岡山市北区中央福祉事務所窓口受付システム及び広告付行政情報案内モニター設置事業に係る企画提案募集要項

１　趣旨

岡山市では、市民サービスの向上、市政情報のＰＲ、窓口業務の効率化、地域経済の活性化及び本市の経費節減を目的として、北区中央福祉事務所の待合スペース等に、窓口受付システム及び広告付行政情報案内モニター等からなるシステム（以下「システム」という。）を設置、運用していただける事業者(以下「設置事業者」という。)を募集します。

２　事業を行う施設の名称、設置場所

（１）施設の所在地及び名称

北区中央福祉事務所

岡山市北区鹿田一丁目１番１号

岡山市保健福祉会館　１階

（２）設置場所

北区中央福祉事務所　待合いスペース　：窓口受付システム、公告付行政情報モニター

保健福祉会館１階　　エレベーター前　：広告付行政情報モニター

（別添「仕様書」参照）

（３）参考事項

北区中央福祉事務所取扱事務件数(令和７年度実績)

障害福祉関係等	約１３，５００件
母子福祉関係等	約　５，２００件
介護保険サービス関係	約１３，２００件

北区中央福祉事務所

管内人口１８８，４５７人（Ｒ８年３月末現在）

保健福祉会館１階エレベーター前にも公告付モニターを設置し、保健所等、福祉事務所以外の来館者に対しても各種行政情報の提供を行います。

３　提案条件等

（１）設置事業者の施設使用形態

システムの設置は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の４第７項の規定に基づき、岡山市が設置事業者に対して、行政財産である建物の一部を目的外使用許可する方法により行います。

（２）提案内容、費用負担等

別添「仕様書」を参考に、システムの具体的な設置予定機材等（設置台数・方法等）を提案してください。

システムの設置、システム稼働に係る消耗品（番号札、クリアファイル等）の調達、広告映像の制作、行政情報映像の制作、維持管理等に要する費用は、設置事業者の負担となります。

※具体的な設置位置・方法等の詳細については、設置事業者からの提案に基づき、協議の上で決定します。

（３）広告の方法

モニター画面における動画又は静止画による広告とします。

（４）システムの設置期間

ア　令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

イ　アの期間については、公用又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合は、当初の条件を変更しないことを条件として、令和９年４月から３年を限度（最長令和１２年３月３１日まで）に、１年を単位として使用許可の更新を申請することができます。

（５）システムの運用開始予定日

令和９年４月１日（木）

（６）仕様等

別添「仕様書」のとおり。

（７）提案価格

システムの設置に係る行政財産目的外使用料（以下「使用料」という。）については、岡山市財産条例(昭和３９年市条例第２７号)第２条第２項に基づき、本企画提案において最適な者として特定した者の提案した価格とします。

【参考】岡山市財産条例(昭和３９年市条例第２７号)※抜粋

(行政財産の目的外使用料)

第２条　行政財産の使用を許可する場合の使用料は，別表第１及び別表第２に定める額とする。

２　前項の規定にかかわらず，入札により行政財産の使用を許可する場合の使用料の額は当該入札の落札金額とし，提案内容に使用料の額を含む企画競争（複数の者に企画書等の提出を求め，その内容について審査を行う方式をいう。）により行政財産の使用を許可する場合の使用料の額は最適な者として特定した者の提案した金額とする。この場合において，使用料の額は，別表１及び別表第２に定める額を下回ってはならないものとする。

提案価格は月額の使用料とし、広告料（消費税及び地方消費税を含む。）を含んだ金額とし、様式４により提案してください。（なお、期間中に消費税及び地方消費税に係る税率が変更された場合は、これを反映するものとする）

なお、掲出する広告がなく、広告枠に空欄が生じたとしても、納付済の使用料は返還しません。

また、システムのうち広告付行政情報案内モニターに係る電気料金については、別途設置事業者の負担となりますので、提案価格には含めないでください。

（８）システムの施工の方法、メンテナンス等の管理体制及び故障時の対応体制

企画提案書【様式３】に従って、システムの設置方法、メンテナンス、破損時の対応など保守管理に関する内容を提案してください。

４　応募資格

この事業に応募できるのは、次の各号に掲げる条件を全て満たす事業者とします。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４及び岡山市契約規則（平成元年市規則」第６３号）第２条第１項に掲げる者でないこと。

（２）岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿に役務の「製作等」で「テレビ・ラジオ広告、番組」又は「その他広告」に登録されていること。

（３）募集開始の日から協定締結までのいずれの日においても、営業停止処分又は岡山市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

（４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号)第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員、岡山市暴力団排除基本条例に定められている暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係してないこと。

（５）本社所在地及び岡山市での市区町村税を滞納していないこと。

（６）設置にあたり、岡山市の業務担当職員との打ち合わせが可能で、業務開始までの設置が可能なこと。

５　募集に関する質疑の受付

募集内容に関して質疑がある場合は、以下のとおり受け付けます。

（１）質疑書受付期間

令和８年１１月９日（月）から令和８年１１月２０日（金）午後５時１５分まで

（２）質疑書提出先

岡山市北区鹿田町一丁目１番１号

岡山市北区中央福祉事務所　福祉振興第１係

（３）質疑書提出方法

質疑書【様式６】により、持参又はファックス・電子メールで提出してください。

電話や口頭での質疑は受け付けません。ただし、ファックス・電子メールで質疑書を提出する場合は、送信後、電話連絡による受信確認を行ってください。

（４）質疑回答方法

令和８年１１月３０日（月）午後５時１５分までに、岡山市のホームページ(事業者情報〉入札・契約〉その他の入札情報〉企画競争・その他〉岡山市北区中央福祉事務所窓口受付システム及び広告付行政情報案内モニター設置事業者募集について)に、回答を掲載します。

※ホームページアドレス

https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-18-0-0-0-0-0.html

（５）質疑に関する留意事項

質疑への回答内容は、本募集要項及び仕様書と一体となって効力を有するものですので、必ず内容を確認してください。設置事業者の選定後、仕様等についての不知又は不明等を理由として異議を申し立てることはできません。

６　応募方法等

（１）応募受付期間

令和８年１１月９日（月）から令和８年１２月４日（金）午後５時１５分まで

（２）応募書類提出先

岡山市北区鹿田町一丁目１番１号

岡山市北区中央福祉事務所　福祉振興第１係

（３）応募書類提出方法

応募書類の提出方法は持参のみとします。郵送、ファックスや電子メールによる提出は受け付けません。

（４）提出書類

①申込書【様式１】

②応募に係る誓約書【様式２】

③企画提案書【様式３】

④価格提案書【様式４】

⑤会社概要（様式は任意）

⑥岡山市暴力団排除条例に係る誓約書【様式５】

（５）応募に関する留意事項

ア　岡山市財産条例、岡山市広告掲載要綱、岡山市広告掲載基準、本募集要項及び仕様書の内容を承諾のうえで、応募してください。

イ　提出書類のうち「③企画提案書」及び「⑤会社概要」については、Ａ４サイズ、左綴じとし、ページ番号を付してください。

ウ　「③企画提案書」及びそれに付随する資料の提出部数は８部（内７部については、社名・代表者印のないもの）とします。

エ　提出された書類の修正又は変更は認めません。（ただし、岡山市から指示があった場合は除きます。）

オ　提出された書類は返却しません。

カ　応募に関して必要な費用は、すべて応募者の負担となります。

７　選定等

（１）選定にあたっては、岡山市職員からなる「岡山市北区中央福祉事務所窓口受付システム及び広告付行政情報案内モニター設置事業企画提案事業者に係る審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）において、提出いただいた書類等に基づき、提案価格とともに、企画内容を総合的に評価して、１事業者を設置事業者として選定します。

（２）審査委員会における審査は、「岡山市北区中央福祉事務所窓口受付システム及び広告付行政情報案内モニター設置事業企画提案事業者に係る評価表」に規定する項目及び基準により実施します。

（３）提案価格については、最低価格を設定しています。最低価格に達しない提案価格を記載した企画提案書は無効とします。なお、最低価格は３，６００円/㎡（月額）とします。

なお、価格は保健福祉会館内に２台設置する場合の１㎡当たりの平均単価とします。

（４）審査にあたり、応募者へのヒアリングを実施させていただく予定です。
（予定日：令和８年１２月下旬予定）
（５）応募書類に重大な不備等がある場合は、当該提案について審査を行わない場合があります。
（６）応募者が１事業者であっても、本企画提案は成立するものとします。また、審査の結果、ふさわしい企画提案がない場合は、設置事業者なしとする場合があります。
（７）審査結果は、応募者それぞれに、書面で通知します（令和８年１２月下旬予定）。また、岡山市ホームページで公表します。ただし、結果のみを公表することとし、審査の経緯についての公表は行いません。
（８）選定されなかった応募者に対する理由の説明
ア　選定されなかった応募者は、（７）の通知を受けた日の翌日から起算して７日（休日を除く）以内に、選定されなかった理由について、書面（様式は自由。）により岡山市に説明を求めることができます。
イ　書面は持参して提出してください。
ウ　受付場所「１２　お問い合わせ先」まで
工　受付時間平日午前９時から午後５時まで
オ　回答は、原則として、その説明を求めることができる最終日の翌日から起算して１０日以内に、書面で回答します。
力　書面にて回答を行った後においては、再度の非選定理由の説明請求は受け付けません。

８　協定の締結等

（１）審査結果に基づき、岡山市は選定事業者との間で本事業に係る協定を締結します。
協定を締結した事業者は、保健福祉会館庁舎の使用にかかる行政財産の目的外使用許可申請手続きを行ってください。
（２）協定締結日は、選定された設置事業者と協議のうえ決定します。
（３）協定書に貼付する収入印紙は、選定された設置事業者の負担とします。
（４）協定は応募者名義で行います。
（５）協定書（案）は別紙のとおりです。

９　広告掲載手続き

（１）広告を掲載する広告主及び広告内容については、事前に岡山市広告審査委員会において承認を受ける必要がありますので、協定締結後、別途指定する日までに、広告原稿等必要な資料を提出してください。
（２）前項の広告審査委員会において、広告内容等について修正の指示を受けたときは、その指示に従ってください。

１０　使用料等の納付

（１）使用料は、令和９年４月の使用期間開始日から発生します。なお、使用期間に１月未満の端数があるときは、日割によって計算します。
（２）使用料は、協定書に定める期限までに、岡山市発行の納入通知書により納付していただきます。

（３）システムのうち広告付行政情報案内モニターに係る電気料金については、消費電力量に基づいて算出した金額とし、別途、岡山市が指定する期日までに、岡山市発行の納入通知書により納付していただきます。

１１　応募者の失格

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

（１）受付期間を過ぎて必要な書類が提出された場合

（２）提出書類に虚偽の記載があった場合

（３）会社更生法等の適用を申請する等、履行が困難と認められるに至った場合

（４）審査の公平性を害する行為があった場合

（５）２案以上の企画提案書が提出された場合

（６）前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査委員会が失格であると認めた場合

１２　お問い合わせ先

〒７００－８５４６
岡山市北区鹿田町一丁目１番１号
岡山市北区中央福祉事務所　堀米
電　　話　：０８６－８０３－１２０９
ファクス：０８６－８０３－１７５３
E メール：chuuoufukushijimusho@city.okayama. jp